

日用品、文房具等の費用の一部を補助します



- 対象 保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設・地域型保育事業を行う事業所（以下「保育園等」といいます。）にお子さんが通っている市内在住者のうち、次の1又は2に該当する人

1. 生活保護世帯

2. 住民税非課税世帯のうち、母子・父子家庭又は障害者手帳等を所有している方(※)が世帯にいる（世帯とは、同住所に住んでいる、又は住所が別であっても生計を一にする家族になります。

8月分までは前年度、9月分からは当年度について、児童扶養手当における扶養義務者の課税状況を確認します。）

※「障害者手帳等を所有している方」とは、次のとおりです。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた人
- ・療育手帳の交付を受けた人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・障害基礎年金等の受給者



- 補助金額 保育園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、行事への参加費用等として実費で保育園等に支払った金額

*月額2,800円が上限です。 *給食費は含まれません。

*教育・保育の中で利用するものが対象となります（対象外の例：写真・DVD・習い事代等）。

- 受付場所 保育課（本庄市役所2階）

- 申請期間 令和9年3月31日（水）までに申請してください。

- 準備するもの
- （1）交付申請書及び請求書（保育課で配付又はホームページからダウンロードできます。）
 - （2）月ごとの実費負担額が分かる書類（領収印が押された集金袋等）の写し
 - （3）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
 - （4）申請者の振込先が分かるもの（通帳の写し等）



（問合せ先）

本庄市役所保育課

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

TEL. 0495-25-1128(直通)